



山形県公報

令和6年4月1日(月)

号 外 (12)

目 次

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 4-3 (職員等の定年等に関する規則) の一部を改正する規則…………… 3
- 山形県人事委員会規則 4-5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則) の一部を改正する規則…同
- 山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 7-5 (職員の退職管理に関する規則) の一部を改正する規則…………… 6
- 山形県人事委員会規則14-3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則……………同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「主事」を「主任主事
主事」に改める。

第5条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 主任主事は、上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表適用職の項知事の項本庁の項職級2の欄中「次長」を「次長
重要プロジェクト等推進監
総合発展計画・DX推進監」

め、同項職級4の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同表行政職給料表適用職の項知事の項出先機関の項

職級2の欄中「及び農林大学校の」を削り、「こども医療療育センター副所長
工業技術センター所長」を「こども医療療育センター副所
長」に改める。

長」に改め、同項職級3の欄中「工業技術センター所長」を削り、「鶴岡乳児院長
金谷寮長」を「鶴岡乳児院長」に、

「農林大学校副校長及び事務局長」「東北農林専門職大学事務局長
森林研究研修センター副所長」を「農林大学校副校長」に改め、同項職級4の欄中「専門員」を
「専門員」に、「女性相談センター副所長」を「女性相談支援センター副所長」に改め、同項職級5の欄中
「業務名を冠する主査」を「業務名を冠する主査
シニア主査」に改め、同項職級6の欄中「主任講師」を「主任判定員
主任講師」に、

「専門防除員」を「査察指導員」に改め、同表行政職給料表適用職の項海区漁業調整委員会の項海区漁業調整委員
会事務局の項職級5の欄中「業務名を冠する主査」を「」に改め、同表行政職給料表適用職の項教育委
員会の項教育局教育事務所の項職級4の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同表行政職給料表適用職の項
教育委員会の項県立学校の項職級4の欄中「事務部次長」を「事務部次長
シニア専門員」に改め、同項職級5の欄中「総務主
査」を「総務主査
シニア主査」に改め、同項職級6の欄中「主任主査」を「主任主査
主任学校司書」に改め、同表行政職給料表適用
職の項教育委員会の項市町村立学校の項職級4の欄中「事務総括」を「事務総括
事務専門員」に改め、同表行政
職給料表適用職の項企業管理者の項本局の項職級2の欄中「局長」を「局長
参事」に改め、同項職級4の欄中
「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同表行政職給料表適用職の項病院事業管理者の項病院の項職級4の欄中
「室長補佐」を「専門員
専門員」に改め、同表研究職給料表適用職の項知事の項出先機関の項職級2の欄中「環境科
シニア専門員」
学研究センター所長」を「環境科学研究センター所長
工業技術センター所長」に改め、同項職級3の欄中「博物館副館長」を
「博物館副館長」に、「森林研究研修センター所長」を「森林研究研修センターの所長及び副所長」に改め、
同項職級4の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同表医療職給料表(2)適用職の項知事の項出先機関の項
職級4の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同項職級5の欄中「総保育長」を「シニア主査
総保育長」に改め、同
項職級6の欄中「主任薬剤師」を「主任薬剤師
主任診療放射線技師」に改め、同表医療職給料表(2)適用職の項病院事業管理
者の項病院の項職級4の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の項知事の項出
先機関の項職級4の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の項病院事業管理者
の項病院の項中「業務名を冠する主査 主任看護師」を「業務名を冠する主査 主任看護師
シニア主査 シニア主任」に改め、同表特
定任期付職員給料表適用職の項知事の項中

本庁	専門職大学 整備推進監	参事					
出先 機関		産業技術短期大学校長 産業技術短期大学校庄内校長					

を

出先 機関		産業技術短期大学校長 産業技術短期大学校庄内校長					
----------	--	-----------------------------	--	--	--	--	--

に改める。

別表第3 医師及び歯科医師の職の項知事の項本庁の項職級1の欄中

医療統括監

を

医療統括監
参事

に

改め、同表医師及び歯科医師の職の項病院事業管理者の項病院の項職級3の欄中「及び室長」を「室長及び室長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-3（職員等の定年等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-3（職員等の定年等に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-3（職員等の定年等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「第4条第1項第6号ロ」を「第4条第1項第4号イに規定する教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち職務の級3級にあるものが占める職、同号ロに規定する教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうち職務の級特2級又は3級にあるものが占める職及び同項第6号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 公益財団法人やまがた産業支援機構

第2条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項を次のように改める。

教育職給料表(1)の備考第1号に規定する「人事委員会で定める者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 高等学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する指導主事並びに高等学校の組織編成その他学校運営に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する管理主事並びに主として小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒以外の者を対象とする社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する社会教育主事（当該事務に従事する社会教育主事補を含む。）である者
- (2) 県立の中学校に勤務する教育職員のうち当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担当する者

第8条第3項第2号中「若しくは主任林業普及指導員」を「、主任林業普及指導員若しくは主任防除員、主任学校司書主事」に改め、同項第11号中「観光文化スポーツ部観光復活推進課長」を「観光文化スポーツ部観光交流拡大課長」に改める。

第66条の2を次のように改める。



第66条の2 条例第11条第1項の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。

- (1) 教育職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち、管理職手当の支給区分が特1種に該当する職にあるもの
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

第66条の3第2号中「もの」を「もの（前条第1号に掲げる職員を除く。）」に改める。

第68条第2号中「である場合」を「であると見込まれる場合」に改める。

第79条第1項中「及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるもの」を削る。

第101条中「別表第15のイの表」を「別表第15」に改める。

第101条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第6中リの項をヌの項とし、チの項をリの項とし、トの項をチの項とし、への項をトの項とし、ホの項の次に次の1項を加える。

へ 教育職給料表(3)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 教 手	博 士 課 程 修 了	1 級31号給
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	1 級13号給
	大 学 卒	1 級 1 号給

別表第10中 「 | | 技術戦略監 | | 」を

「 | | 重要プロジェクト等推進監 | |
| | 総合発展計画・DX推進監 | |
| | 技術戦略監 | | 」に、

「 | | やまなみ学園 園 長 | | 3 種 | | 」を

「 | | やまなみ学園 園 長 | | 3 種 | |
| | 主 幹 | | 4 種 | | 」に、

「 | | 主 幹 | | 4 種 | |
| | 精神保健福祉セ 所 長 | | 1 種 | | 」を

「 | | 主 幹 | | 4 種 | | 」に、「及び畜産研究所」を「、水田農業研究

所及び畜産研究所」に、

農林大学校	校 長	1 種
	事務局長	3 種
	副 校 長	4 種
病虫害防除所	主 幹	4 種

を

東北農林専門職 大学	学 長	特1種
	事務局長	1 種
	学 部 長	
	事務局次長	3 種
	主 幹	4 種
	学 科 長	
	学生部長	
	図書館長 センター長	
農林大学校	校 長	1 種
	副 校 長	4 種
病虫害防除所	所 長	3 種

に、

天童警察署の署長	
南陽警察署の署長	

を

天童警察署の署長	
----------	--

に改める。

別表第10の2中中の項をりの項とし、トの項をチの項とし、への項をトの項とし、ホの項をへの項とし、ニの項の次に次の1項を加える。

ホ 教育職給料表(3)

職務の級	支給区分	額
4 級	特 1 種	133,600円
	1 種	106,900円
	4 種	64,100円

別表第14中

新庄警察署	及位駐在所
同	赤倉駐在所

を

「新庄警察署 及位駐在所

」に改める。

別表第15を次のように改める。

別表第15

条例第13条の4第1項の規定によるへき地学校等の指定及び級別区分

指 定 す る 学 校 名	級別区分
尾花沢市立玉野小学校	準 級
同 宮沢小学校	
真室川町立真室川北部小学校	
大蔵村立大蔵小学校	
同 大蔵中学校	
飯豊町立手ノ子小学校	

村山市立富並小学校 尾花沢市立福原小学校 同 常盤小学校 真室川町立真室川あさひ小学校 鶴岡市立鼠ヶ関小学校 同 あつみ小学校 同 温海中学校	1 級
小国町立叶水小学校 同 叶水中学校	2 級

別表第20のイの表中 「

研究職給料表	職務の級5級の職員	100分の20
--------	-----------	---------

」を

教育職給料表(3)	職務の級4級の職員	100分の15（人事委員会 が別に定める職員にあつ ては100分の20）	に改める。
	職務の級3級の職員	100分の10	
	職務の級2級の職員及び1級 の職員（人事委員会 が定める職員に限る。）	100分の5（職務の級2 級の職員のうち人事委員 会が別に定める職員にあ つては100分の10）	
研究職給料表	職務の級5級の職員	100分の20	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 県立の大学の学長

第14条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 県立の大学の学部長、学科長、学生部長、図書館長及びセンター長

第22条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 県立の大学の学長、学部長、学科長、学生部長、図書館長及びセンター長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表知事部局本庁の項職の欄中「、専門職大学整備推進監」を削り、「次長」を「次長、重要プロジェクト等推

進監、総合発展計画・DX推進監」に、「財政主査」を「財政主査（財政課に置くものに限る。）」に改め、同表知

事部局出先機関の項中

農林大学校	校長、事務局長
-------	---------

を

東北農林専門職大学	学長、事務局長、 事務局次長
農林大学校	校長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年4月1日印刷 発行所 山形県庁
令和6年4月1日発行 発行人 山形県